

1年10月17日

清水町議会議長

様

清水町議会議員

深田達生

研修報告書

清水町議会議員研修要綱第6条の規定により、次のとおり成果を報告します。

記

- 1 研修名（主催者）町村議会新任議員研修会
- 2 研修日時 令和元年7月9日
- 3 研修先 中水産ビル
- 4 研修目的 新人議員として議会の流れを学ぶことと目的とする
- 5 成果（具体的に）

新人議員の研修会があり議員としての基本的な事を学ばせて頂きました。
町村議会議長会には、全国町村議会議長会と都道府県町村議会議長会と地区町村議会議長会があります。
議員の基本的な使命として全住民の代表者である事であり議会は意思決定機関であり議員だけで条例をきめられない。
議員は本来職務を聞き感懐に走ってはならない。
また議会の権限には限界がありなんでもひきうけてはならない。
議員の活動能力には、制約があり閉会中は職員に対し資料を請求する権利はなく話を聞く程度であればよい。
資料を請求できるのは開会中にすることが責務である。
会議の原則として議事の公開があるが例外もある。
定数の原則としては半数以上の出席がなければ会議を開けない。
討論は、一人一回交互におこなうが反対の方が先にやりその後賛成の者がやることになっている。
過半数の原則として議員が偶数の場合は議長をのぞき奇数の場合同数になった時は、議長が採決する。
会議の進め方として本会議がありその中で定例会、臨時会がある。
定例会は年4回ありその中で一般質問もある。
臨時会は町が招集するか町がしない場合は議長が招集する事ができる。

会議録署名議員は、議長の指名で選出する。

また委員会に常任委員会、議会運営委員会、特別委員会があり

付託案件がある場合は、委員会で審査する。

また所管業務調査などもおこなう。

また請願と陳情のちがいとして、請願は紹介議員があるもので

陳情は、紹介議員がないものとなっている。

請願は、委員会の付託が原則で議会にかけなければならぬ。

紹介議員になるには賛成できるものを良く確認してから

おこなう。

そして議会事務局の充実している事がとても大事であると

いっていました。

この新人研修では基本的な事を学びましたがまだまだ

わからない事もあるのでこれから勉強していきたいと思います。

2019年7月16日

清水町議会議長 加来良明 様

清水町議会議員 川上 均



研 修 報 告 書

清水町議会議員研修要綱第6条の規定により、次のとおり成果を報告します。

記

- 1 研修名（主催者） 町村議会新任議員研修
- 2 研修日時 2019年7月9日（火）
- 3 研修先 札幌市第2水産ビル
- 4 研修目的 町村議会新任議員研修
- 5 成果（具体的に）

【説明項目】

第1 町村議会議長会

- イ) 全国町村議会議長会
- ロ) 都道府県町村議会議長会
- ハ) 地区町村議会議長会

第2 議員の基本使命

- イ) 全住民の代表者
- ロ) 議会は意思決定機関
- ハ) 感情に走らない
- ニ) 議会の権限には限界がある
- ホ) 活動能力には制約がある
- ヘ) 出席義務を果たす

第3 会議原則

- (1) 議事公開の原則
- (2) 定足数の原則

- (3) 議員平等の原則
- (4) 会議不継続の原則
- (5) 一議事一議題の原則
- (6) 一事不再議の原則
- (7) 討論一人一回の原則
- (8) 過半数の原則
- (9) 可とするかと諮る原則
- (10) 表決は更正を許さざる原則

第4 会議の進め方

会議の種類

(1) 本会議

- イ) 「開会」、「開議宣告」は必ず必要。
- ロ) 「会議録署名議員」の指名～必ず2人。
- ハ) 会期の決定
- ニ) 諸般の報告
- ホ) 行政報告、執行方針（3月定例会）
- ヘ) 「一般質問」～「通告」が必要（定例会）。
- ト) 議案審議
 - ・ 除斥
 - ・ 提案理由説明（委員会付託）
 - ・ 質疑
 - ・ 討論
 - ・ 表決（採決）

(2) 「委員会」

「常任委員会」

「議会運営委員会」

「全員協議会」

「特別委員会」

「付託案件」

審査

所管事務調査

第5 請願・陳情の取り扱い

第6 意見書

第7 政務活動費

第8 議会事務局

第9 議員の福利制度について

- イ) 公務災害補償制度
- ロ) 議員互助制度
- ハ) 団体補償制度・団体医療保険

【成果】

基本的なことが今回の研修で学ぶことが出来た。特に参考になったところは、

- 活動能力には限界（制約）がある。議員としてはあくまでも議会中のみであり、議会外は調査等にも限界がある。
- 会議不継続の原則では、会期中に議決されず、継続の手続きがないと廃案になる。
- 討論一人一回の原則では、初めは「反対討論」次に「賛成討論」、以下「反対」→「賛成」→「反対」→「賛成」と繰り返す。
- 「質疑」の時には「意見」を言うてはいけない。「質問」のみ。「討論」の時に「意見」を言う。
- 議会は「会議規則」を定めなければならない。→ この「会議規則」は「条例」と同じ。
- 本会議では、
 - 「定例会」→基本は年4回だが何回もでもよい。しかし、少ないところは殆んどない。
 - 「臨時会」ではあらかじめ告示した案件のみ扱う。
 - 「議事日程」は一度決めて変更する場合は「議決」が必要。
- 議会が終了する場合は「散会」の宣言が必要となる。
- 「委員会」～複数の所属が可能となる。
 - 「議会運営委員会」～平成3年に制定される。
 - 「全員協議会」～平成20年に制定→しかし基本は本会議が原則。
- 請願・陳情の取り扱いでは、
 - 「請願」～紹介議員あるもの。
 - 「陳情」～紹介議員ないもの。

以上。この研修を通じて勉強をしなければならないことがまだ数多くあることを改めて感じた研修会でした。

令和元年 8 月 7 日

清水町議会議長 加 来 良 明 様

清水町議会議員 山下清美



研 修 報 告 書

清水町議会議員研修要綱第6条の規定により、次のとおり成果を報告します。

記

- 1 研修名（主催者） 令和元年度 町村議会新任議員研修会
- 2 研修日時 令和元年7月9日
- 3 研修先 札幌 第2水産ビル
- 4 研修目的 新任議員のため
- 5 成果（具体的に）
 - (1) 全国町村議会議長会（任意団体）地方6団体の一角
国に意見書を提出することが出来る ⇒ 国は回答しなければならない
 - (2) 議員の基本使命
 - ①議員は全住民の代表者である
支援団体、地域の推薦で議員になったとしてもその団体等の代表ではなく、
町民全体の代表であること。
 - ②議会は意思決定機関である
重要な決定をする機関である。住民全体で決定することは困難である。
議会だから十分に研究をして決定することが出来る。
⇒多くの住民の意見を聞くことも大事であるが、十分な研究が必要である。
 - ③感情に走らない
声の大きい議員に左右されないこと。
町長派、反町長派という感情に走らないこと
 - ④議会の権限には限界がある
住民は議員に頼めば何とでもなると思っている。
町長の権限については、議員には何の権限もない。
個人的な依頼には応えることが出来ない。

⑤活動能力には制約がある

議会開会中は活動能力があるが、議会閉会中派が集う能力がなくなるので、町長に資料の提出を求めることもできない。

⑥出席義務を果たす

立候補して当選したのだから、公務優先とし、議会最優先の活動をする事。

(3) 会議原則

①議事公開の原則、②定足数の原則、③議員平等の原則、④会期不継続の原則

⑤一議事一議題の原則、⑥一事不再議の原則、⑦討議一人一回・交互の原則

⑧過半数の原則、⑨可とするかと諮る原則、⑩表決は更正を許さざる原則

議会の基本的は決まりごとについて学んだ。

議会内の発言は自由だが、責任を持って発言すること。

発言内容によっては、訴えられることがあるので要注意。

特に、噂等に基づく発言は注意を要する。

(4) 会議の進め方

①本会議と②委員会の基本的な進め方について学んだ。

(5) 請願・陳情の取扱

請願は委員会に付託をするのが原則。

紹介議員がないものを陳情として扱う。

賛成の気持ちがないのに安易に紹介議員を受けないこと。

(6) 意見書

何でもかんでも出さない、必要なものだけを意見書として提出すること。

国に届いた意見書は、しっかりと見られている。

(7) その他

議会の機能強化及び多様な人材を確保するための環境整備に関する

重点要望（全国町村議会議長会から国へ）

①地方議会議員の位置付けの明確化

②議決事件にかかる政令基準の廃止

③その他、議員の福利厚生関係等

(8) 議員として制度を理解し、議員活動を一步一步拡大していきたい。

令和元年 7月 11日

清水町議会議長 加東 良明 様

清水町議会議員 中河 つる子 

研 修 報 告 書

清水町議会議員研修要綱第6条の規定により、次のとおり成果を報告します。

- 記
- 1 研修名（主催者） 町村議会新任議員研修会
 - 2 研修日時 7月9日 13:30～
 - 3 研修先 第二水産ビル8F 大会議室
 - 4 研修目的 新任議員研修
 - 5 成果（具体的に）

1. 議員の基本使命

1. 全住民の代表者
2. 議会は意思決定機関
3. 感情に走らぬ
4. 議会の権限には限界がある
5. 活動能力には制約がある
6. 出席義務を果す

2. 会議の原則

- (1) 議事公開の原則
- (2) 定足数
- (3) 議員平等
- (4) 会期不連続
- (5) 一議事一議題
- (6) 一事不再議
- (7) 討論一人一回・交互の原則
- (8) 過半数
- (9) 可と否かと決する
- (10) 表決は更生を許さず

3. 会議の進め方

4. 請願、陳情の取扱

以上、議会の基本的な事柄の説明を受けました。